

沖縄県立芸術大学大学院科目等履修生規程

令和4年3月4日
冲芸大規程第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年冲芸大規則第2号）第54条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたもの

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学又は最終出身学校の卒業証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(入学の時期)

第4条 科目等履修生の入学は、学年又は学期の始めとする。

(選考)

第5条 科目等履修生の選考は、当該研究科の研究科委員会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続を完了した者に、科目等履修生として入学を許可する。

(科目等履修生証の交付)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、1個学期又は2個学期とする。

(履修期間の更新)

第9条 科目等履修生に対する入学の許可は、当該学期限りとし、引き続き聴講しようとする者は、改めて願い出なければならない。

2 前項の更新手続きは、第3条の規定を準用する。この場合において、入学考査料及び入学料は納付を要しない。

(履修科目)

第10条 科目等履修生の履修科目は、当該研究科の研究科委員会が別に定める。

(履修手続)

第11条 科目等履修生は、所定の期日までに聴講する授業科目を登録しなければならない。

2 履修手続は、大学院履修規程を準用する。

(聴講料等)

第12条 科目等履修生の聴講料は、公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程（沖芸大規程第36号）第9条第2項の規定に基づき徴収する。

2 科目等履修生の教材等に要する経費は、別に負担させることができる。

第13条 既に徴収した入学考査料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(単位の認定)

第14条 科目等履修生で、登録した授業科目を履修し、試験その他の成績により合格した者には、当該科目の単位を与える。

(証明書)

第15条 前条に規定する単位を認定したときは、単位取得証明書を交付する。

(準用)

第16条 科目等履修生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学内諸規則を準用する。

附 則（令和4年3月4日学長決裁）

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。